

公立大学法人公立小松大学ハラスメント防止委員会規程

平成30年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立小松大学ハラスメント防止規則第6条第2項の規定に基づき大学に設置する公立小松大学ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメント防止の基本方針に関すること
- (2) 前号に規定する基本方針の実施に関すること
- (3) ハラスメントの事案の解決に関すること
- (4) ハラスメント防止に関する情報収集、研修及び啓発活動に関すること
- (5) その他ハラスメント防止に関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副理事長（公立小松大学長）
- (2) 公立小松大学副学長
- (3) 保健管理センター長
- (4) 公立小松大学の学部長及び学科長
- (5) 事務局長
- (6) 事務局総務課長
- (7) その他理事長又は副理事長（第1号に掲げる者）が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号に掲げる副理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 第3条第1項第7号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 委員会は、委員以外の者（学外者を含む。）の出席を求めて意見を聞くことができる。

5 委員会の議事並びに議事の記録及び資料は、非公開とする。

（委員等の義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

2 委員は、当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。

3 前2項の規定は、委員会に出席した委員以外の者に準用する。

（庶務）

第8条 委員会の事務は、事務局総務課において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。